

輪島市監査公表第34号

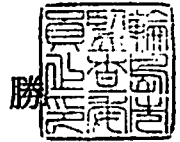
平成24年10月26日付発監査第126号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年11月22日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝



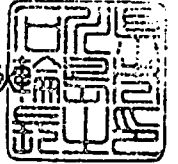


収環第 263 号

平成 24 年 11 月 20 日

輪島市代表監査委員 湊 良作 様

輪島市長 梶 文秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成24年10月19日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①火葬場使用料滞納額について</p> <p>火葬場使用料の滞納額については、滞納額削減に努めるとともに新たな滞納が発生しないような対策を関係部署とともに検討していただきたい。</p>	<p>滞納額の削減については、現年度分の納付を優先に、早期催促、訪問を強化することで、滞納額が増加しないよう努めて参ります。</p> <p>また、関係部署と協議を行いながら、最善の対策を図ってまいります。</p>	<p>措置方針等</p>